

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」 2009年1月21日（水）総理官邸

## アイヌ問題と新しい歴史の方法——“温和な民族”の神話と現実

山内昌之 東京大学大学院総合文化研究科

### I はじめに——フロンティアと開拓の実相

“開拓”の並行性——アメリカの西部開拓と日本の蝦夷地（北海道）開拓。

ネイティブ・アメリカンとアイヌ人の先住性。

二つの見方 アメリカ史と日本史の共通性の比較。

- 1 フロンティア論 無料の土地、西部「開拓史」による人口移動とアメリカの発展、  
蝦夷地・北海道との和人（日本人）の交易・入植・領土化。
- 2 「新しい西部史」と「新しい北方史」。

自分たちの故地を周辺と考えず中心と考える先住民の存在をまず意識する（本報告もブレット・ウォーカーや菊池勇夫などの研究に触発される点が多い）。

日本でも交易などの交流を強く意識しながら、内地の領土的延長としてのフロンティアでなく北方の境界にあった異域として蝦夷地を扱う新傾向。少なくとも、日本にとっての異国関係と国際秩序（華夷秩序）の構図に蝦夷地とアイヌを位置づけることによって、日本もまた外との関係やつながりを「鎖国」だけで説明するステレオタイプから脱却する。ここからアイヌ史と日本史との統一した見方が出てくる。

### II 日本の近世とアイヌ社会の出会い——劇的変容の背景

1604年の徳川家康による福山（松前）領主・松前慶広への黒印状。

アイヌ交易の独占権の付与は十九世紀半ばまで続く徳川幕府の政策。

ただし蝦夷地とアイヌに対する松前家の政治や法の権利は詳細に明記せず、交易と漁撈に関心（17世紀に英王室がマサチューセッツ湾会社に与えた特許状と同じく、領土や土地分配について触れず）。

内地諸藩と違うのは米本位の石高制でなく交易場知行制度（商場知行制）、封建制の江戸時代における武士と商人の分離にもかかわらず松前藩では家老以下、武士が商人のような活動を商場でおこなった。

この風土の利用権こそ、アイヌ社会の運命に苛酷な影響を与え、1669年のシャクシャインの戦いとなる大きな原因。（IIIとの関連）

### **I I I シャクシャインの戦いと徳川幕府の権威——「蝦夷島の大王」の限界**

1675年ニューイングランドの植民者とワムパノーアグの指導者「フィリップ王」との「無慈悲な戦い」にも比せられる「シャクシャインの乱」。

戦いの複雑な性格： アイヌ間では狩猟・漁撈・植物採取の点で領域を区画していたが、シブチャリ（静内）川のシャクシャインと近傍のハエ・アイヌのオニビシとの漁場や狩猟場をめぐる争い。

松前藩の介入、同藩が一層アイヌ問題に積極関与するモメントとなる。

アメリカの「インディアン」と同じくアイヌも統一ブロックは不在：

江戸時代初期のアイヌは5つの「広い政治的領域」に分けられていた（海保嶺夫）：

- ① 新冠と鶴川との間のG、② 静内と浦河の間のG ③ 石狩平野のG、④ 内浦のG、⑤ 北の宗谷のG。

しかし、シャクシャインの戦いは「汎アイヌ同盟」「反和人アイヌ統一戦線」ともいうべき努力による先祖伝来の地から日本人を武力で駆逐しようとした最後の試み（ウォーカー）、樺太（サハリン）や南千島への働きかけ、日本人からの完全な自由をめざす。

そして、幕府が蝦夷地紛争に直接に介入し自らの政治的主権や領土の「宗主権」を主張、アイヌと大陸の諸民族（「タタール」や「オランカイ」）の同盟を懸念、現実に満州族の清朝が漢族の明を打倒したことへの脅威、北東アジア危機への発展への恐怖。

アイヌ間の境界をめぐる争いの存在は、生活・交易・儀礼のための動物捕獲をめざす軌轢（I Vとの関連）

### **I V アイヌの日本人への従属と依存——“疲れ果てた民族”の悲劇**

日本人との交易による日本の商品への従属と依存。

アメリカ先住民と同じく金属や衣服などの購入による生活の機能化と便宜促進——アイヌの新しい生活（日本社会の生活水準や道徳基準への適応を強制する結果）への吸引は、狩猟などを頻繁にすることで鳥獣類を通常の生息地から追い払う結末となる。

長いこと民族の生態系が松前藩の商場知行制の発展によって、アイヌの精神と物質生活を支えてきた自然資源を「企業の動物」化した。日本の市場経済の受容と結びつく。

弱まる生存システムを補うためにますます交易商品に依存する悪循環。とくに米、酒、タバコ、鉄瓶、薬缶、針など。アイヌからのいちばん有名な交易品は俵物（茹でて干した海鼠・干し鮑・昆布）、動物の毛皮やいろいろな菓種。

砂金採集のための水流調整や地形変化によって鮭の遡上や産卵を妨害した結果、多数のアイヌが餓死する悲劇。シャクシャインの戦いでも日本の金堀人が殺害されたのは偶

然ではない？

松前家臣団の給与制度としての商場知行制の複雑なネットワークと長崎の俵物貿易と内地商人の蝦夷地進出（商場の会所を押える）の絡み合いのなかでアイヌがますます疲弊。人口減少（Vとの関連）

#### V 「生態学的帝国主義」の問題——疫病の生活環境の激変

強力な民族と弱体な民族の接触や遭遇による伝染病など疾病の打撃：拡大しつつある商業活動の副産物、アイヌと日本人との交易、山丹交易と沿海州やサハリンを経由した病気の伝染。

梅毒の流行は、オーストラリアの先住民のように、女性の出生率を下げ 胎児の流産や未熟児化をもたらし、民族の活力を衰弱させる。

1800年の松田伝十郎の記録： 天然痘の流行は人口激減と村落破壊の大きな原因。松前藩の放置政策、蝦夷島のアイヌ居住地は異民族の住む異国であり、統治責任の外にあるというのか？ それと不当かつ不法な経済搾取の対象は矛盾しないのか？

1807年の北海道アイヌの人口2万6256から47年後に1万7810人に減少、32%減。松浦武四郎の調査の一例： 東蝦夷地の厚岸（アッケシ）の1809年のアイヌ人口は177軒・874人、1856年に53軒・217人など。

伝染病境界線の寄せ波、蝦夷地に新たな伝染病、アイヌの自治の弱体化、その土地の日本への併合への抵抗能力を失わせる大きな原因。

#### VI 結び 近世から近代へ

佐々木先生の報告へ

付記： 参照にした各位の文献については報告書作成に際して適切に引用・紹介しますが、本日の口頭報告では略したことをお断りいたします。

#### <主要参考文献>

Brett Walker, The Conquest of Ainu Lands, UC Press, 2001

（ブレット・ウォーカー著、秋月俊幸訳、『蝦夷地の征服』北海道大学出版会、2007年）

菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』（雄山閣出版、1984年）

海保嶺夫『日本北方史の論理』（雄山閣出版、1974年）

平成 21 年 1 月 21 日

## アイヌの歴史を考えるために

佐々木 利和

はじめに

明治新政府の発足から平成の現在までのアイヌの人びとの歴史は容易ならざるものがあつた。それを記した書物は少なくないし、またこの場でそれを叙述することの困難さもまたある。

この場では現在につながる要素を瞥見してみることにする。

## 一 共通の認識として

○ ひとつの日本列島の住人

○ 1872 年以前の前近代

ふたつの国家とひとつの化外の地

1 天皇を核とした国家

2 琉球国王を核とした国家

3 蝦夷地

みつつの言語とみつつの文化

1 日本語と日本文化

2 琉球語と琉球文化

3 アイヌ語とアイヌ文化

○ 日本史あるいは北海道史のなかでアイヌの歴史を考えるか、アイヌ史もしくはアイヌ民族史としてとらえるか

○ アイヌ民族もしくはアイヌの人びとに対する「日本人」をなんと称すべきか→和人、シサム、シャモ

○ 一部行政機関では「民族の人たち」という呼称が用いられ始めている

○ 「近代日本はアイヌ語やアイヌ文化を否定する法律を施行したのか」という質問の怖さ

## 二 歴史認識としての「蝦夷地と北海道」

○ 蝦夷地：幕藩体制下での呼称、アイヌ人びとが居住する地域

地域名としては 17 世紀後半頃から使用

文化六(1809)年には樺太を北蝦夷地と改称

○ 和人地：幕藩体制下での松前藩の所領、渡島半島南部地域。

○ 国郡制の導入

・ 明治二年七月、松浦武四郎「蝦夷地道名国名郡名之儀申上候書付」

を提出→日高見道、北加伊道、海北道、海島道、東北道、千島道

・古代の「五畿七道の制」に倣い、蝦夷地を内国化する

→五畿：大和・山城・摂津・和泉・河内

七道：東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・  
南海道・西海道

・国名：六十八州に渡島など十一州を加える

「兼テ経曆中苦慮仕、土人等へも内約仕候、彼等ノ気合斟酌之上  
…愚考仕置候国名相添置…」(『国名之儀ニ附申上候書付』)

・郡名：『延喜式』のとおり、二字の嘉名をとる。「…今日言葉ニ片仮名  
相認メ候処、二字ニ約候テハ甚以、当分間ハ不落着候得共何時  
哉、口馴申候…」(『郡名之儀ニ付奉申上候条』)

八十六郡設置。旧幕時代の「場所」の範囲がほぼ相当。場所は  
おおむね数コタンが基本となった。

### 三 明治維新とアイヌの人びと

○「此度蝦夷地一円北海道ト称、十一州ニ分チ開拓使被置」

(『開拓使事業報告付録布令類聚』明治二年九月布達)

○和人と土人そして旧土人

・和人：寛政十一年、幕府は東蝦夷地を直轄する。施政の基本方針の一  
に「夷人共追々御徳化に感じ、御主法に馴れ、和人風俗ニ相成  
度由望候者も有之候幅、月代も致させ…」(『蝦夷地御用掛松平  
伊豆守様御達書』、海保嶺夫氏による)とあり、このころから用  
いられる。同氏によれば「幕藩体制を構成する人の意味で…単  
なる日本人のいいかえではない」とする(同氏『エゾの歴史』)。

・土人：「①その土地に住む人、土着の人、はえぬき、土民②略③未開地  
で生活している土着の人々」(『角川漢和中辞典』)

蝦夷地においては安政三(1856)年「申渡 支配人江 夷人呼称之  
儀、向後役土人平土人と可唱事 辰五月」(『大日本古文書』)

「土人呼称轉換は内国民としてのアイヌの創出」(児島恭子『ア  
イヌ民族史の研究』)

『開拓使事業報告付録布令類聚』明治四年十一月達に「土人人  
別帳ノ事」とある。

・旧土人：明治十一年十一月達「旧蝦夷人ノ儀ハ戸籍上其他取扱向、一  
般ノ平民同一タル勿論ニ候得共諸取調者等區別相立候節ノ称呼一定  
不致候ヨリ古民或ハ土人旧土人等区々ノ名称ヲ付シ不都合候条自今  
區別候時ハ旧土人ト可相称…」

- ・ アイヌ：①人間、人（神に対して）②アイヌ民族、アイヌ人（和人やその他の民族に対しての）③成人男子④父（他人からその人の父を指す）⑤夫（他人に対して妻から夫を指す）（『萱野茂のアイヌ語辞典』）

#### 四 幕藩体制下である程度の保障のあったアイヌの諸権利は白紙へ

- 土地売貸規則（明治 5 年 9 月布達）
  - 第一条：原野山林等一切ノ土地官属及従前拝借ノ分目下私有タラシムル地ヲ除クノ外、都テ売下地券ヲ渡永ク私有地ニ申付ル事
- 地所規則（明治 5 年 9 月布達）
  - 第七条：山林川沢、従来土人等漁獵伐木仕来シ地ト雖、更ニ区分相立持主或ハ村請ニ改テ、是又地券ヲ渡、爾後十五年間除租、地代ハ上条ニ準スベシ、尤、深山幽谷人跡隔絶ノ地ハ姑ク此限ニ非サル事
- 北海道鹿猟規則（明治 9 年 11 月布達）
  - 第五条：免許鑑札ヲ受ル者ト雖、毒矢ヲ以テ獵殺ヲ禁ス
- 明治 6 年 8 月達
  - 第二条：川中へ杭木取立張網致、俗ニウライ網と唱ル者一切嚴禁
- 旧土人保護法：明治 32 年 3 月

#### 五 何故アイヌは体制の中から疎外されていったか

- 明治政府は旧慣・旧俗調査は行わず、文献の集成に止めた→『蝦夷風俗彙纂』（開拓使、明治 14 年）
- 北海道庁内務部『旧土人に関する調査』（大正 7 年）
  - 明治以前に在りては、旧土人は、山野河海を跋渉して鹿、熊、鮭、鱒等を獲取すれば以て生活を充すに足り、又敢て渡世の苦難を感ぜざりしに、本道開拓の著しき進歩に伴ひて、和人の圧迫と食物の欠乏とは彼等の精神を委靡せしめ、彼等の体質を低下せしめ、種族として其の気力を銷沈せしめたるに加へて、和人によりて伝へられたる結核黴毒等悪質なる伝染性疾患の蔓延の結果は…次第に旧土人々口の増殖を阻害するに至りしなり
- 学校においてアイヌ語の使用や教育は行わず
  - ・ 旧土人児童教育規定（明治 34 年 3 月、北海道庁令）
    - 第二条：旧土人児童ノ教科目ハ修身、国語、算術、体操、裁縫（女子）、農業（男子）トス
  - ・ 同注意要綱第二の三：発音及言語ノ練習ニハ特ニ留意シ普通ノ言語ヲ以テ自由ニ思想ヲ発表シ得ルニ至ラシムヘシ

## 六 アイヌの強制移住に関して

### ○樺太千島交換条約（明治8年）

#### むすび

アイヌの人びとの歴史は、やはり差別と無理解のなかに埋没しつつあるといえる。日本の教育では教えることのない歴史を如何に国民理解につなげていくか、きわめて困難な課題ではあるが、しかし、これは決しておろそかにしえない大きな問題であることを改めて確認しておかなければならない。